

契 約 書 (案)

1	件名	検査部門システム保守業務委託
2	契約金額	金 円 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円
3	履行期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
4	引渡場所	名古屋市立大学医学部附属西部医療センター
5	契約保証金	
6	特約事項	

上記について公立大学法人名古屋市立大学を甲とし、相手方を乙として、甲乙間において次の条項により契約を締結する。

これを証するため本書2通を作成し、各自記名押印のうえ、それぞれ1通を所持するものとする。

令和7年4月1日

甲 名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄1番地
公立大学法人名古屋市立大学
理事長 郡 健二郎

乙 住 所
氏 名

(総 則)

第1条 乙は、日本国の法令を遵守し、甲の提示した仕様書に基づき、頭書の契約金額をもって履行期限内に、頭書きの目的及び内容による業務委託を完了しなければならない。

(当然履行義務)

第2条 乙は、この契約について契約書及び仕様書に明示されていない事項でも履行上当然必要な事項については、甲の指示に従い乙の負担で履行するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 乙は、甲の承認がなければこの契約によって生ずる権利及び義務を他人に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供することができない。

(検査及び引渡し)

第4条 乙は、業務の履行を完了したときは直ちに甲に報告し、甲の指定した検査員(以下「検査員」という。)の検査を受けなければならない。

2 業務の履行は、甲の指定した履行場所において前項の検査に合格したときをもって完了とする。

(検査の立会い)

第5条 乙は、前条の検査に立ち会わなければならない。

2 乙は、前条の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

(補正)

第6条 乙は、履行した業務の全部又は一部が第4条第1項の検査に合格しないときは、甲の指定する日までに業務の履行を完了しなければならない。

(代金の支払)

第7条 乙は、業務の履行を完了し、第4条第1項の検査に合格したのちでなければ、その契約代金の支払を請求することができない。

2 契約代金の支払日は甲が乙から支払の請求を受けた翌月の25日(金融機関休業日の場合は、その直後の金融機関営業日)とする。

3 契約代金の支払場所は公立大学法人名古屋市立大学とし、その支払方法は、乙の申し出により甲の主要取引銀行と為替取引のある金融機関の乙の預金口座に口座振替をすることができる

4 前項にかかる振込手数料は、甲の主要取引銀行と乙の指定する銀行が同じである場合は、甲の負担とする。異なる場合は、乙の負担とする。

(延滞金)

第8条 乙が正当な理由がないのに債務の履行を遅延したときは、遅延日数に応じ、契約金額に契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を延滞金として徴収する。

2 前項の延滞金の算定の基準となる日数には、検査に要した日数及び第6条第1項の規定によって完全履行をさせるため最初に指定した日までの日数は算入しないものとする。

(危険負担)

第9条 業務の履行完了前に生じた損害は、甲の責に帰すべき事由により生じた損害である場合を除き、乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第10条 甲は、成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、乙に対して、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 契約不適合(数量に関する契約不適合を除く。)を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しなければ、当該契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

4 甲は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、前項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

5 引き渡された成果物の契約不適合が甲の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、乙がその指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行期限の延長)

第11条 乙は、天災その他やむを得ない事由によって履行期限内に契約の履行ができなくなったときは、履行期限の延長を申し出ることができる。

2 甲は、前項の規定による申し出があり、その事実を確認したときは、履行期限の延長を認めるものとする。

(契約内容の変更)

第12条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえ、物品の数量若しくは履行期限を変更し、又は履行の中止をさせることができる。

(協議による契約の解除)

第13条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえ、この契約の全部又は一部の解除をすることができる。

(甲の解除権)

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がないのに契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込みがないとき。
- (2) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (3) 契約の履行にあたり、係員の指示に従わず、又はその者の職務の執行を妨げたとき。
- (4) 契約の相手方として必要な資格を欠いたとき。
- (5) この契約に定めた条件に違反したとき。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

- (1) 契約の履行をすることができないことが明らかであるとき。
- (2) 乙がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

3 前2項の規定によって契約を解除した場合においては、乙の納付に係る契約保証金は、甲が取得する。ただし、契約保証金が納付されていない場合で、乙が履行保証保険契約を締結しているときは、甲はその保険金を取得し、その他のときは、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲に納付しなければならない。

(談合その他の不正行為に係る甲の解除権)

第15条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは前条第1項第2号に規定する不正の行為とみなし、契約を解除することができる。この場合において、同条第1項に規定する催告を要しないものとする。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条、第6条、第8条又は第19条の規定による違反(以下「独占禁止法違反」という。)をするとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
- (2) 乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた(刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。)とき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

2 前条第2項の規定は、前項による解除の場合に適用する。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第16条 乙がこの契約に関して第15条第1項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、乙は、契約金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、契約金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率による利息を付して支払しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 第15条第1項第1号及び第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(一般指定)(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、そのことを甲が認めるとき。
- (2) 第15条第1項第2号のうち、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、乙又は乙

の役員若しくは乙の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき（同項第3号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。

- 2 第1項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、甲は、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

(相殺)

第17条 甲は、この契約において、乙から徴収すべき金額があるときは、その金額と乙に支払うべき契約代金又は返還すべき契約保証金と相殺する。

(疑義の決定)

第18条 この契約書及び仕様書について甲乙間に意見を異にするときは、甲の判断によるものとする。

- 2 この契約書及び仕様書に定めのない事項について疑義を生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決)

第19条 この契約に関して紛争が生じた場合は、当事者間の協議により解決を図るものとする。

検査部門システム保守業務委託仕様書

西部医療センター（以下「センター」という。）における検査部門システムが正常かつ円滑に稼働することができるよう、以下により保守業務を実施するものとする。

1 委託業務内容

- (1) システムに関する問い合わせや障害が発生した場合、コールセンターにより、電話で、問い合わせに対する回答や障害対応に関するサポートの実施
- (2) ソフトウェアの不稼働を含む稼働不良に対する原因調査及び修復（障害の原因が本件ソフトウェア又は本件ハードウェアにあることが判明した場合における速やかな障害の除去を含む。）
- (3) 受託者の準備したハードウェアの稼働不良に対する修理
- (4) センターの検査部門からの電話、文書、又は電子メールによるソフトウェアの通常操作に関する相談に対するサポート
- (5) マスタデータの内容変更によって可能となる、報告書レイアウト変更等のうち動作確認の必要性を伴わない軽微な修正

2 業務時間帯

(1) 受付時間

保守期間中毎日 24 時間

(2) 作業時間

月曜日から金曜日の 9:00 から 17:35 までとする。ただし、国民の祝日（国の定める振替休日を含む）及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）を除く。

3 保守対象

対象システム	内訳
検体検査システム	別紙のとおり
細菌検査システム	
輸血検査システム	
WEB 結果照会システム	
病理検査システム	

4 保守期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5 リモートメンテナンス

受託者は本業務を遂行するために、回線を利用したリモートメンテナンスを行うことができる。リモートメンテナンスを実施する場合、センターにリモートメンテナンス開始を連絡し、センターの承認を受けた後に実施するものとする。また、リモートメンテナンスが終了した場合、センターに実施結果の報告を行うものとする。

6 作業計画・体制

本仕様書に基づく保守作業計画書及び体制表をあらかじめセンターへ提出するとともに十分な説明を行うものとする。

7 報告

本仕様書に基づく作業を行った場合、作業終了後速やかにセンターへ報告書を提出するものとする。

8 委託業務から除外される作業

- (1) センターの操作ミスによる本件ソフトウェア又は本件ハードウェアの不稼働又は動作不安定を解消するための作業
- (2) センターが装置の設定を変更したことによる本件ソフトウェア又は本件ハードウェアの不稼働又は動作不安定を解消するための作業
- (3) 受託者の同意なしに、本件ソフトウェアがインストールされている本件ハードウェアに第三者ソフトウェアをセンターがインストールしたことに起因する本件ハードウェア又は本件ソフトウェアの不稼働又は動作不安定を解消するための作業
- (4) センターによる別紙のシステムが動作する機器の移設に伴う作業
- (5) コンピュータウィルスに感染したことに起因する本件ソフトウェア又は本件ハードウェアの不稼働又は動作不安定を解消するための作業
- (6) 他システムやハードウェアの変更に伴う本件ソフトウェア又は本件ハードウェアの調整、改修、動作確認の作業
- (7) 他システムや本件ハードウェア以外のハードウェアのトラブルに伴うあらゆるデータの復旧作業

9 検査及び委託料の支払い

- (1) 委託者は、契約期間中に保守業務の完了検査を毎月行うものとし、受託者は、検査に合格した後に当該業務に係る委託料の支払いを請求することができるものとする。
- (2) 受託者は、(1)における検査の際に、7に定める報告書及びその他保守業務を履行したことが確認できる書類等を委託者に提出するものとする。ただし、提出書類が既に病院へ報告書が提出されている等の理由で重複する場合その他委託者が必要でないと認めたときは、受託者は、当該書類の提出を省略することができるものとする。

10 その他

- (1) 保守作業計画書、体制表、報告書など本仕様書に基づき報告される書類の提出先については、センター内の情報管理室をはじめとした関係部門とする。
- (2) リモートメンテナンスのアクセス記録について、センターより提出の要請があった場合は、速やかに報告書を提出するものとする。
- (3) その他本仕様書に記載されていない詳細な事項については、個別に協議のうえ決定するものとする。
- (4) 受託者は、別記「情報取扱注意項目」及び「障害者差別解消に関する特記仕様書」を遵守すること。

(内訳)

区分	名称	数量
ソフトウェア	検体検査システム	1
	細菌検査システム	1
	輸血検査システム	1
	検査情報 WEB システム	1
	病理検査システム	1
ハードウェア	(検体検査システム)	
	A4 モノクロレーザープリンタ (RICOH SP4510)	6
	A4 カラーレーザープリンタ (RICOH SP C420e)	1
	ラベルプリンタ (EPSON TM-L90)	5
	バーコードリーダー (オプトエレクトロニクス OPL6845)	11
	2次元バーコードリーダー (小林クリエイト KR-200)	6
	LAN 変換器 (MOXA Nport6450)	10
	(細菌検査システム)	
	A4 モノクロレーザープリンタ (RICOH SP4510)	2
	ラベルプリンタ (EPSON TM-L90)	2
	バーコードリーダー (オプトエレクトロニクス OPL6845)	3
	LAN 変換器 (MOXA Nport6450)	1
	(輸血検査システム)	
	A4 カラーレーザープリンタ (RICOH SP C420e)	2
	ラベルプリンタ (EPSON TM-L90)	1
	バーコードリーダー (オプトエレクトロニクス OPL6845)	2
	2次元バーコードリーダー (小林クリエイト KR-200)	1
	LAN 変換器 (MOXA Nport6450)	1
	(病理検査システム)	
	A4 モノクロレーザープリンタ (RICOH SP4510)	2
	A4 カラーレーザープリンタ (RICOH SP C420)	2
	2次元バーコードリーダー (小林クリエイト KR-200)	16
	ドキュメントスキャナ (Canon DR-M140)	2

情報取扱注意項目

(基本事項)

第1 この契約による本学の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第2 乙は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第3 乙は、本件業務に関して知り得た本学の保有する情報（公立大学法人名古屋市立大学（以下「甲」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の本学の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の適正取得)

第4 乙は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第5 乙及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、本学の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。
2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第6 乙は、甲の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。
2 乙は、本件業務を第三者に委託する場合は、本学の保有する情報の取扱いに関し、この契約において乙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。
3 乙は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）第28条第1項第1号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、甲が認めたときはこの限りでない。

(複写及び複製の禁止)

第7 乙は、甲から指示又は許可された場合を除き、本学の保有する情報が記録された資料及び成果物（甲の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却及び処分)

第8 乙は、本学の保有する情報が記録された資料のうち甲から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに甲に返却しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。
2 乙は、前項に規定する場合を除き、本学の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(情報の授受及び搬送)

第9 本学の保有する情報並びに本学の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て甲の指名する職員と乙の指名する者との間において行うものとする。
2 乙は、本学の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起らないようにしなければならない。

(報告等)

第10 乙は、甲が本学の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、甲が本学の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。
2 乙は、本学の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

第11 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。
2 乙は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
3 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
4 乙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び本学の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

第 12 甲は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めるときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
 - (2) 損害賠償を請求すること。
 - (3) 本学の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第 34 条第 1 項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2 項の規定に基づきその旨を公表すること。
- 2 前項第 2 号及び第 3 号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

(特定個人情報に関する特則)

第 13 乙は、本件業務が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務である場合、あらかじめ甲の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

- 2 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、甲から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。
- 3 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者に対し、番号利用法その他特定個人情報の保護に係る関係法令を周知するなど特定個人情報の保護に関し十分な教育を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて監督しなければならない。
- 4 乙は、前 3 項に規定する事項のほか、番号利用法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たすこと。ただし、当該業務が個人番号関係事務の場合は、「第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者」を「第 2 条第 13 項に規定する個人番号関係事務実施者」と読み替えるものとする。

(電子情報の消去に関する特則)

第 14 乙は、甲が使用する機器の記録媒体を廃棄又はリース（賃貸を含む。）をしている機器の記録媒体を返却するに当たり、本件業務により当該機器の記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にしなければならない。

- 2 乙は、前項の消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、甲の確認を受けなければならない。

(別記)

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

第1条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）及び愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）に定めるもののほか、公立大学法人名古屋市立大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(対応指針に沿った対応)

第2条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。